

第 142 回 消費者安全調査委員会 議事要旨

■日 時：令和 6 年 6 月 20 日（木）14:00～17:06

■場 所：共用第 4 特別会議室（Web 会議システム併用）

■出席者（敬称略）

＜消費者安全調査委員会＞

委員長：中川丈久

委員：持丸正明、小川武史、河村真紀子、小塚莊一郎、宗林さおり、東畠弘子

専門委員：内田良、大藏倫博、大野美喜子、木村哲也、小坂潤子、高木元也

有識者：八藤後猛

＜消費者庁＞

植田審議官、阪口消費者安全課長、塚越事故調査室長、事故調査室員

＜厚生労働省＞

医政局医事課、医薬局監視指導・麻薬対策課

＜経済産業省＞

産業保安グループ製品安全課、商務・サービスグループヘルスケア産業課

■議事次第：

1. 開会
2. 意見のフォローアップに係る関係行政機関ヒアリング
3. 個別事案について
 - (1) 選定事案
 - (2) フォローアップ
 - (3) 申出事案
4. 閉会

■議事概要：

1. 開会
2. 意見のフォローアップに係る関係行政機関ヒアリング

○中川委員長 それでは、本日の議事に入ります。

まずは、「エステサロン等での HIFU（ハイフ）による事故」のフォローアップについて、厚生労働省、経済産業省、消費者庁に御参加いただき、意見交換を行います。

消費者安全調査委員会は、「エステサロン等での HIFU（ハイフ）による事故」に係る事故等原因調査を行い、令和 5 年 3 月 29 日に、厚生労働大臣、経済産業大臣、消費者庁長官に意見を述べました。

本日は、厚生労働省より、医政局医事課課長補佐、医薬局監視指導・麻薬対策課監視指導室長、経済産業省より、産業保安グループ製品安全課長、商務・サービスグル

ープヘルスケア産業課長、消費者庁より、消費者安全課長にお越しいただいております。

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、事務局から、事案の説明をお願いいたします。

○担当補佐 本事案ですが、エステサロンで、高密度焦点式超音波、HIFUによる施術を受けた後に、唇にしびれ等を生じ、三叉神経の麻痺と診断されたという申出がございました。その申出を起因としまして、令和3年7月30日の調査委員会にて、事故等原因調査の対象として、選定いたしました。調査委員会では、エステサロン等によるHIFU施術の実態や事故情報及び実験等の調査を行いまして、令和5年3月29日に、再発防止のための意見を述べました。本日は、その意見に対して、各意見先省庁の意見に対する対応を御説明いただきます。

以上です。

○中川委員長 まず、厚生労働省の御担当者様より、意見の取組状況の御説明をお願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省医政局医事課より、まず、御説明いたします。

昨年3月に消費者安全調査委員会様より厚生労働大臣に対していただきました御意見のうち、まず、1つ目であるエステサロン等で行われているようなHIFU施術についての医行為としての施術者の限定に関する御意見につきまして、配付資料にもございますとおり、厚生労働省では、令和5年度の厚生労働科学特別研究におきまして、医行為に該当し得る範囲の調査を実施いたしました。この調査研究の結果に基づきまして、令和6年6月7日付の通知により、用いる機器が医療用であるか否かを問わず、HIFUを人体に照射し、細胞に熱凝固を起こさせ得る行為は、医師が行うのでなければ、保健衛生上、危害を生ずるおそれのある行為であり、医師免許を有しない者が業として行えば、医師法第17条に違反することなどをお示しいたしました。なお、医師の指示の下、診療の補助として、看護師等がHIFU施術を行うことも可能でございます。この厚生労働科学特別研究の研究報告書は、厚生労働科学研究成果データベースのホームページで公表させていただいております。

また、厚生労働大臣に対する御意見のうち、2つ目の輸入機器流通の監視強化に関しましては、後ほど、医薬局より、御説明いたします。

最後に、厚生労働大臣に対する御意見のうち、3つ目の施術者への情報共有につきましては、昨年3月に事故調査報告書が公表された後、令和5年3月31日付の事務連絡により、日本医師会と日本美容外科学会に対しまして、この事故調査報告書を周知しております。日本医師会から都道府県医師会へ、また、美容外科学会から全学会員への周知が行われたものと認識しております。

厚生労働省医政局医事課からの説明は、以上となります。

○厚生労働省 続きまして、機器の流通の監視強化の観点につきまして、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課から、御説明させていただきます。

昨年3月に本委員会からいただきました御意見といたしましては、HIFUの機器に関しまして、医療機器の該当性の確認や未承認の機器の流通防止に向けて、財務省関税

局や都道府県等の関係機関に必要な情報提供を行うこととの御意見をいただいたところでございます。これを受けまして、必要な周知及び監視指導の依頼を税関・都道府県に対して行ったところでございます。具体的には、HIFU施術に使われる機械器具は薬機法上の医療機器に該当するという事を明らかにした上で、現時点では美容目的で薬事承認されたHIFU機器は存在していないことを明らかにした上で、医療機器として本来規制されるべきものが流通しないよう、監視指導の徹底を図ることを依頼・周知したところでございます。こちらの周知の通知につきましても、資料の後ろのほうに付けさせていただいております。また、厚生労働省でも、実際にHIFU機器を販売していると疑われるようなウェブサイトをウェブ上で検索いたしまして、そういったものが発見された場合には、そうしたサイトに対して削除の要請を継続的に行っているところでございます。

こうした取組に対しまして、資料にもありますとおり、本委員会からの評価・再質問としていただいておりますけれども、仮に監視をくぐり抜けて輸入された製品による被害をどう抑制していくかという御質問をいただきました。この点につきましては、まず、物としての流通をしっかりと監視していくことが大事だと思っております。先ほど申し上げたとおり、引き続き、関係機関とも連携して、監視指導に取り組んでいることが一つ。また、今し方医政局から御説明がありましたとおり、このHIFUの施術自体が医行為ということで整理されたところでございますので、施術者や施術場所が規制されることとなりますので、物としての規制とそうした行為としての規制、これらが相まって、被害が抑制されるのではないかと考えております。

また、2つ目の質問といたしまして、我々が行っている販売が疑われるサイトへの対応状況でございます。我々は、定期的かつ継続的に見つけるようにしておりまして、これまでに59件のサイトについて削除を要請したところでございます。今後とも、こうしたサイトがネット上に出ることがないように、引き続き監視をしてまいりたいと考えております。

厚生労働省からの説明は、以上になります。

○中川委員長　ありがとうございました。

続きまして、経済産業省の担当者様より、意見の取組状況の御説明をお願いいたします。

○経済産業省　経済産業省ヘルスケア産業課の橋本と申します。

資料2を御覧いただければと思います。

昨年3月、消費者安全調査委員会より、経済産業大臣への意見として、一番左側に書いていますけれども、今厚生労働省さんから御説明のあった規制的な対応で限定されるのを待つことなく、エステティック業界に対して、早急かつ広範に注意喚起を行う必要があります、こうしたリスクについて、エステティック業界団体と協力し、未加盟を含む店舗に広く周知し、注意喚起する必要があること、さらに、適切に勧告や注意喚起を行っているエステティック業界団体の取組を後押しすることという意見をいただきました。

去年の3月にいただいて、4月に、経済産業省のホームページにおいて、エステ

ティック業界事業者に対して、HIFU施術の危険性に対する注意喚起を行っておりますし、関連の業界団体が10ぐらいありますけれども、その方々のページでも同様の周知を行ってきたところであります。また、様々な業界団体関係者が集う見本市などが開催されておりますので、そういったところで、企業さんの協力もいただきながら、HIFU施術に関する注意喚起を複数回行っているところでございます。さらに、消費者的には、こういったHIFUに関する施術を受けるときの窓口になっているプラットフォームを運営するリクルートさんとも協力して、同社が運営するHOT PEPPER Beauty上の掲載事業者について、HIFUやそれに類する機器での施術に関しての全ての広告表記の削除要請を行いまして、その要請に応じていただいたところでございます。また、既にやっているエステティック業界団体の取組の後押しという観点では、様々な業界団体との日頃からのお付き合いもありますので、そういった会合などに出席しつつ、コミュニケーションを取りながら、いろいろと取組を後押ししているところでございます。引き続き、危険性の周知や注意喚起などを行っていければと考えております。

関連の資料を参考資料につけております。

以上でございます。

○中川委員長 ありがとうございます。

消費者庁の担当者様より、意見の取組状況の説明をお願いいたします。

○消費者庁 資料3を御覧いただきたいと思います。

昨年の3月に、消費者安全調査委員会から、専門知識を有して施術方法を熟知した者が行う場合を除いて、人体に危害を及ぼすリスクが高い施術であり、このリスクについて、注意喚起することと御意見をいただいております。

これを受けまして、消費者庁で、啓発リーフレットを令和5年3月に作成、そのほか、メールマガジンを作成、ホームページ上でのコラムの掲載などを行っています。これらについて、SNSなどを用いて広報も行っているところでございます。また、政府広報のテーマとして、インターネットバナー広告をニュースサイトに掲載しております。これらに加えて、地方公共団体に対しまして、こうした情報の管内への周知啓発の協力依頼を行っております。これは、昨年の3月と11月の2回、行っています。今後についても、事故の情報の推移などを見まして、時宜を得た注意喚起を行う予定でございます。

以上でございます。

○中川委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、御意見、御質問がございましたら、お願いしたいと思います。

小川委員、お願いします。

○小川委員 ありがとうございます。小川です。

質問は、経済産業省さんと消費者庁さんになると思うのですが、厚生労働省さんから医行為という形が明確にされたわけですので、これまでも十分に周知はしていたというと思うのですが、少し段階が変わったと思います。今後、それに沿った周知の仕方を新たに考えていただきたいと、今の3省さんからの御説明を聞いて、思い

ました。ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○中川委員長 小川先生、出席者からお答えいただく必要はありますか。

○小川委員 できれば。

○中川委員長 よろしいですか。経済産業省ですかね。お願いいたします。

○経済産業省 事情が変わったということで、それを踏まえた周知を行っていければと思っております。

○消費者庁 今後行っていく注意喚起の中で、そうした点についても触れてまいりたいと思います。

○中川委員長 ほかはいかがでしょうか。

宗林委員、お願いします。

○宗林委員 厚生労働省の監視指導・麻薬対策課にお尋ねしたいと思います。

医療機器ということの定義なのですが、薬機法では目的規定になっていると思いますが、医師が使うもので、施術であるという行為については医行為であるということですが、これは質問になるのですが、医療機器を取る・取らないということは、その目的によって違うというつくりなのかなと思っておりました。今のお話、回答や対応を伺っていると、これはその能力を持っているものはみんな医療機器にきなさいという趣旨でございますでしょうか。あるいは、そういう目的に使う場合はもちろん医療機器でなくてはいけない、そういう目的以外に使うことはないだろうという前提でのお話なのか。その辺りを教えていただければと思います。

○厚生労働省 御質問をありがとうございます。

先生の御指摘のとおり、この場合は人の身体の構造もしくは機能に影響を及ぼすことが目的とされているものが医療機器であるとなつていきますので、その状態も含めて判断していると。HIFUは、しわを取るとか、痩せるとか、そういった行為自体がまさに人の身体の構造・機能に影響を及ぼすものになりますので、そうした目的性から判断して、医療機器であると考えております。その上で、逆に、HIFUの機器に関してそれ以外の目的で使われているものがあるとは、現状、我々は認識しておりませんので、ゆえに、結果的に、今流通しているものは基本的には医療機器に該当するものだと考えているものでございます。ただ、今後、同じHIFUの機器で人の身体に影響を及ぼさない用途が出てくれば、それはまたそうではないものがあり得るかもしれないということで考えていただければと思います。

○宗林委員 そうしますと、使用する目的によってということなので、機器の能力そのもので決まるということではないという理解でよろしいですね。今はその目的にしか使わないということを前提にして今のような規制をかけるということは、もちろん納得しているのです。よろしいでしょうか。

○厚生労働省 実際に今の時点で確定的に申し上げることはできませんが、まさに目的や機能を総合的に判断して考えていくということでございます。

○中川委員長 ほかはいかがでしょうか。

河村委員、お願いします。

○河村委員 御説明をありがとうございました。

医行為に該当すると整理していただいて、とてもよかったと思っています。

多いケースではないと思うのですけれども、調査をする段階で、いろいろな国内の利用方法などの報告からは、エステ機器を使って自分でやるというサロン、セルフエステサロンというものがあるわけなのですけれども、そのような場合、今回の医行為妥当性という整理で規制対象になるのでしょうか。教えていただきたいと思います。

○厚生労働省 厚生労働省医政局医事課です。

自らHIFU機器を自分に当てて照射するような行為については、医師法の規制の範囲外になると考えております。

○中川委員長 今の点は、私からも聞きたいのだけれども、いいですか。

医師の監督の下でしか使ってはいけない機器だと。個人輸入をしてこっそりと自分でやることはもちろん規制外だと思うのですけれども、事業者が客に、うちにあるものを使ってくださいといえ、医師の監督下でない使い方をしたことになるのではないかなと思うのですけれども。まさに厚生労働省が規制されているどんぴしゃの場合ではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○厚生労働省 医師法が規制している範囲について、基本的には人に対して行う医師でなければ保健衛生上危害を及ぼすおそれのある行為を規制対象にしているので、そういった自らその機械を使うことに対しては、医師法の規制の対象には入っていないところになってしまいます。一方で、そういった医師がやらないと危険な行為を自らやってしまうといった危ない選択をしないように、きちんと国民の方にもそういったところを分かっていただくというところが必要なのではないかと考えております。

○中川委員長 その医師法の解釈は私にはにわかに納得し難いと思う。それだったら幾らでも医療法違反ができてしまうような感じがするのですけれども、少し再検討していただけないか。本当にそれで正しいのか。それとも、正しいに決まるとるわいと、そういう感じでしょうかね。ざっくばらんな言い方をして申し訳ないのですが。

この点ですね。宗林委員、お願いします。

○宗林委員 この点について1点、それ以外について1点です。

今のこの件については、例えば、糖尿病などの患者さんも自己注射を打たれますけれども、そのときには事前の訓練とかは要るのでしょうか。その場合も、普通は、医師あるいは医師の管理下による看護師さんや医療従事者の行為になると思いますけれども、自分でやるということですが、それと同じことですか。それにしては余りにもハードルが低過ぎるというか、常にやるものでもないのか、この辺りをどのぐらいの感じでお考えなのか、聞かせていただきたい。

後で、もう一点、聞きたいのですが。

○厚生労働省 ありがとうございます。

自己注射に関しても、医師の指示の下、看護師が行う場合と、おっしゃっていただいたように、患者さん自身が自分で刺す場合とございまして、後者、自分で注射をするというところに関しては、医行為該当性に関して、医師法の規制対象外ということにはなっております。ただ、御指摘のとおり、治療のために行う注射として、各医師

が、トレーニングというか、正しい使い方をきちんと説明してやっていただいているものだと思います。

○宗林委員 それにしても、今回のHIFUを、例えば、自分の家で機器を買って、あるいは、どこかセルフエステのところで自分でやるとなると、医行為としながらも、その管轄外、離れたところで、同じように侵襲性の高い行為をするということで、人間に対しての侵襲性の高さについては同じなので、そこは自己注射と違う形で考える必要があるかなと思います。委員長がおっしゃっていることと同じかもしれませんがけれども、さらに、その辺は、どういう場合か、これは駄目よとか、実質的な法律の運用上という形でもいいと思いますけれども、セルフエステや無人のところで使うことも含めて、それで事故が起きないように、再度、対策というか、考え方を少しまとめていただきたいということが、1点です。

○中川委員長 整理させてください。

今厚生労働省からお答えいただいた回答は必ずしも「うん」という感じがしないので、念のために、この後、先ほどの自己注射の場面と、セルフエステというか、セルフHIFUというか、そういった場面について、医師法の適用がどのような理屈で及ぶのか及ばないのかについての、厚生労働省の考え方を、短くて結構ですけれども、条文に即した形で説明をしていただく文書を事務局宛てにいただけないでしょうか。それを踏まえて我々も少し頭の整理をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

次の件、お願いします。

○宗林委員 2点目なのですが、同じような経緯をたどって、脱毛が、侵襲性の高さも含めて、いろいろと議論があって、少し中途半端な時期もあったのですが、最終的には医行為ということになったのだと思うのです。ただし、永久脱毛、毛根まで潰してしまうようなものについてはということで、侵襲性の高さの解釈で、例えば、光脱毛とか、いろいろなものがまだ今は残っている状態なのです。そういう意味でいいますと、このHIFUについては、別に前立腺がんの治療をするときのものと同じ出力でなければいけないということではなくて、表面をHIFUでやる場合もあると思いますけれども、その辺の出力の高さや侵襲性の高さというところでの区別については何もなく、オール・オア・ナッシングで全部医行為という解釈でよろしいのでしょうか。

○厚生労働省 厚生労働省医政局医事課です。

御質問をありがとうございます。

まず、今回の特別研究の結果、HIFU施術によって有害事象を起こす原因としては、HIFUが医療用であるか否かは問わず、ハイリスク部位への照射、手技的な問題、超音波の骨の反射などが考えられるという結果でした。HIFU施術におけるこの様々な問題により、その有害事象が引き起こされている、これは医師の医学的判断や技術によって低減可能なリスクであるということが、研究で明らかになりましたので、今回、機器の出力や照射方法の範囲による限定をせずに、その熱凝固を起こさせる行為を医行為だとお示したものでございます。

○宗林委員 ということは、今、簡単に言えば、全部ということですね。よろしいですか。

○厚生労働省 はい。御理解の通りです。

○中川委員長 ほかはいかがでしょうか。

東島委員、お願いします。

○東島委員 東島です。

経済産業省の方に、エステティックの業界団体への周知啓発というところで、お尋ねというか、要望です。

心配しているのは、業界団体までの周知はできるだろうと思います。しかし、業界未加入、エステは、それこそパーソナルな、言葉が適切かどうか分かりませんが、個人商店的に複数人あるいはお1人で行っておられるところもあるかと思っています。そういうところに対しまして、先ほど、プラットフォームを運営するという掲載事業に対しての表記の削除を行ったということは、理解できるし、いいと思うのですけれども、それが一過性で終わってしまうと、例えば、団体のホームページ等々で告知しても、ホームページをそもそも見ていないような零細の小さいところには届かないのではないかと思います。その点について、今後、いかが取り組まれるのか、期待としては、引き続き、一過性にとどまらず、やっていただきたいということを含めて、お尋ねさせていただきました。

○中川委員長 いかがでしょうか。

○経済産業省 経済産業省です。

業界に未加盟の方々はいっぱいいらっしゃると思いますけれども、そういった方々もいらっしゃるような見本市などで注意喚起を行っているという事実があり、今おっしゃっていただいたプラットフォームも、最近の消費者はこれ経由がかなり多いと思いますので、それなりの効果があるかと思っています。それ以外の方が恐らくいらっしゃることも事実だと思います。我々としても、今おっしゃったような問題意識を持ちながら、幅広く注意喚起できるところはしていきたいと思いますが、どうしても限界があることは事実ですので、そこは、厚生労働省さんにしっかりと規制の対応をしていただいたというところで、その両輪でしっかりとやっていくということかと思っています。

○東島委員 そういうことをもう少し具体的に教えていただけるといいかと思いました。以上です。

○中川委員長 何かもう少し具体的に言えそうですか。

○経済産業省 具体的にというと。

○東島委員 今のプラットフォームのところを1回おやりになったそうですけれども、引き続きまたおやりになっていくとか、何かありましたら教えてくださいという意味です。

○経済産業省 今のこういったHIFUに関するものについては、参考資料3「HOT PEPPER Beauty ご掲載クライアント様 各位」というもので、全て削除することになっておりますので、これがもし復活すればみたいな話であれば、もちろん我々もまた働きかけをしたいと思っています。

○東島委員 1回削除したら今後はこういうものは掲載されないという御説明でよ

ろしいですね。

○経済産業省 そう理解していますけれども、もちろん、我々は運営者ではないので、そういうことがあればまた働きかける必要があるかとは思っています。

○東島委員 そうですね。その辺りをぜひ引き続き監視していただけるとうれしかいかなと思います。

以上です。

○中川委員長 ほかはいかがでしょうか。

小塚委員、お願いします。

○小塚委員 小塚です。

厚生労働省の機器の流通監視について、伺います。

今の点とも似た話なのですが、先ほどの御説明ですと、厚生労働省の職員の方がウェブを監視するようなイメージでお話しになったと思いますが、例えば、監視を自動化して、あるいは、AI等を使って検知するということを考えておられるか。

売手側、出品者側だけではなくて、それがどういう形で流れていくかという買手のほうを考えていくと、先ほどのセルフエステを事業として展開するような者も捕捉できるかと思いますが、そういうことを、今、対応しておられるか、今後、お考えかどうかということもお聞きしたい。

併せて、削除要請をなさったということですが、それに対して、最近はアメリカ系や中華系等といろいろありますが、プラットフォーム側は対応しているのかどうかということについても、教えてください。

○厚生労働省 ありがとうございます。

まず、1点目のAIを使ってそういったものを探しているかということについては、今のところは、そういったことは行っておりません。今はいろいろな技術が進んでおりますので、将来的な課題として、そうした御指摘として、受け止めたいと思います。

2点目、買う側の話でございます。御指摘のとおり、我々は、供給サイド、売る側の監視を行うということですが、一方で、まさに需要サイドにどう働きかけるかというところが大事だと思っております。ただ、我々、通常医薬品・医療機器の業界を見ている立場から申し上げますと、当然医薬品・医療機器の業界は許可制になっていますので、その許可を受けた事業者に対して我々が指導をやっていく。ただ、こちらについては、行っているのはまさにエステサロンといった事業者になります。そこは、我々厚生労働省が業を持っているところではございません。先ほど経済産業省さんからもお話がありましたけれども、そうした業界団体に対して経済産業省さんのほうで働きかけをやっていただいているというところがあるかと思っておりますので、そこと相まって規制が進んでいくと考えております。

また、3点目のプラットフォーマーに対する削除は、基本的に、皆さんに対応いただいているところでございます。また、実際に我々が検索して見ている数としましても、昨年、この御意見をいただいた当初はかなり数がありましたけれども、最近はそのようなものが出てくる頻度もかなり少なくなっているかなと、定量的なものではなく、体感でございますけれども、そういう意味では、かなり減ってきているかなと、

それは今お話のあった経済産業省さんや消費者庁さんの需要サイドも含めた啓発と相まって進んできたのかなと認識しているところでございます。

○中川委員長 ほかはいかがでしょうか。

すみません。私から、少し重複感があるのですけれども聞かせてください。まずは、機器の販売とエステにおける施術と分けて考えなければいけないと思うのですが、機器の販売については、厚生労働省さんの担当かと思います。今日、御報告がありましたように、機器の販売サイトについては、見つけ次第、管理者にウェブサイトからの削除を要請していて、令和5年では59件とありましたけれども、このボリューム感をお尋ねしたいと思います。つまり、59件で、「かなりいったかな」という感じなのか、それとも「何かまだまだあるぞ」という感じなのか、厚生労働省さんにまずはお聞きします。

その後、これは経済産業省さんだと思うのですけれども、医師の関与していないHIFUを使っているようなエステがまだどれぐらいいるか。先ほどから、事業者全部はなかなか追いつきませんねという話なのですけれども、例えば、ネットで宣伝しているものを発見するようなことがどれぐらいできそうかということと、ネットといっても、エステ側のサイトと転載する形でいろいろなSNSで広告しているもの、両方に対して削除要請ということになるのだと思います。これはなかなか大変だと思いますけれども、その辺りの大変さをお教えいただければと思います。

もう一個、これも経済産業省さんだと思うのですけれども、HIFUで施術すると言っているエステがあるのだけれども、実は今回医療機器に当たると言った熱凝固を起こさせることができない、つまり、不良機器だけれども、HIFUと言えお客さんが来るのではないかと、熱凝固は起こさないから安全といいますか、危険はないのですけれども、効かない。このようなエステはむしろ不当表示の話になるのか、それとも「HIFU」という言葉を使っていることがけしからぬと言うのか、よく分からないのですが、そういう効かないHIFUをうたっているところがあるという話も、我々の調査の中で、出てきたのです。そういうものに対しては、どこかが対応するのか、どこも対応していないのかということが、3番目の質問です。

以上、よろしくお願いいたします。

○厚生労働省 まず、1点目、機器の削除要請のボリューム感ですけれども、先ほど少しお話ししたことの繰り返しになるかと思いますが、昨年3月、こうした形で御意見をいただいた当初はかなり数があったという認識がありますが、時系列で、定期的にやっていく中では、体感としては、数が減ってきているのかなと考えておりますので、そういう意味では、こうした御意見をいただいて、関係省庁でやっていることは、ある程度、成果としては見えているのかなと考えております。

○経済産業省 まず、1つ目のどれぐらい今でもやっているところがあるのかということですが、先ほど来、御質問いただいたものにもありますけれども、個人的にやっていっしょるところもあると思いますので、その実態把握は我々のところでは難しいということが実情です。

もう一つ、本来のHIFUではないけれども「HIFU」と言ってやっているというものに

については、どちらかというと、消費者問題的な観点から規制していただく必要があるのかなということが、我々の見解でございます。

○中川委員長 分かりました。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、本日御報告いただきましたものにつきましては、先ほどの質疑も含めまして、先ほど厚生労働省さんをお願いしましたが、ペーパーをいただいて、また検討して、場合によってはもう少し質問があるかもしれませんが、そういった検討を踏まえた上で、後日、改めて我々の検討した結果をお伝えしたいと思います。

ヒアリングは、以上となります。

本日は、御出席いただきまして、ありがとうございました。

御退室をお願いいたします。

3. 個別事案について

(1) 選定事案

- 「住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故」の経過報告書案について、事務局から説明があり、これを決定して公表することとした。
- 「スポーツジム等におけるパーソナルトレーニングによる事故及び健康被害」のアンケート案等について、事務局から説明があり、これを基に審議を行った。

(2) フォローアップ

- 「ネオジム磁石製のマグネットセットによる子どもの誤飲事故」及び「学校の施設又は設備による事故等」のフォローアップについて、各省庁における、現在までの取組状況と、今後の予定について事務局から説明があり、これを基に審議を行った。

(3) 申出事案

- 申出のあった個別事案については、選定・不選定決定済み事案の 574 件を除く 8 件と 5 月に申出のあった 2 件の計 10 件について検討し、調査委員会では次の通り決定した。
 - ・引き続き情報収集を行う 1 件
 - ・調査等を行わない 9 件

4. 閉会

文責：消費者庁事故調査室